

平成29年第9回教育委員会定例会日程

日 時 平成29年9月26日(火) 午後1時30分

場 所 北栄町役場 第1委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

議案第45号 北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則の制定について

議案第46号 北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

議案第47号 北栄町学校給食費徴収条例の議会提案に係る意見を求めることについて

5 協議事項

北栄町いじめ防止等の基本的な方針・・・・・・・・・・資料1(別冊)

6 報 告

・区域外就学の認定について・・・・・・・・・・資料2

・通学路危険箇所合同点検の結果について・・・・・・・・・・資料3

・9月議会一般質問答弁について・・・・・・・・・・資料4

・平成29年度後期計画訪問について・・・・・・・・・・当日配付

・平成29年度教育委員県外先進事例視察研修について・・・・当日配付

7 その他

・次回教育委員会 定例会 10月 日() 午後1時30分から

8 閉 会

9月行政報告

＝教育長＝

◎業務内容

- 8月24日 北栄町議会全員協議会
- 8月25日 第2回人権地区推進員会議
- 8月28日 東伯郡教育委員会指導主事協議会
- 8月29日 第2回北栄町人権を尊重するまちづくり審議会
- 8月30日 ヘルメット補助金意見交換会
- 8月31日～9月14日 北栄町議会9月定例会
- 9月1日 全国学テの結果公表に係る中部地区説明会
- 9月4日 北栄教育連絡会
- 9月8日 書家・引田恵華作品展
- 9月9日 中学校運動会
- 9月10日 第71回中部地区駅伝競走大会
- 9月14日 北栄町議会行政報告会
北栄町議会全員協議会
- 9月15日 倉吉ロータリークラブ来庁
わかりやすいじんけんの話
- 9月16日 北条こども園、北条みどり保育園、栄保育所運動会
郷土史入門講座
- 9月19日 金婚・米寿祝詞伝達
- 9月21日 中学校中部駅伝
- 9月22日 事業棚卸
- 9月23日 由良こども園運動会
B&G海洋センターコミュカUP記念式
- 9月24日 鳥取だらざプロレスin由良台場2017
- 9月26日 中部中学校英語弁論大会

第6回 教育連絡会

平成29年9月4日

★私たちの中心にある一番の目的は

「子どもたちのために」

このことを忘れることなく、初心に戻って

★いじめ問題について

子ども達の様子をしっかりと観察して、兆候を見逃すことなく適切な対応を

お願いします。

生徒や保護者からの相談があった場合には、担任が抱え込むことなく、学校内部で情報を共有し、適切な対応をお願いします。

★報連相＋確認

報 良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。

確認 結果の確認をしてください。

★登下校時の安全確保

児童・生徒への注意喚起、自転車運転ルールの徹底（ヘルメット着用、併走禁止）を図ってください。

合同点検の結果から明らかになった対策が必要箇所について、箇所に応じた具体的な対策の検討をお願いします。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をお願いします。

○いじめをなくそうサミットについて

サミット開催に協力いただきありがとうございました。いじめ問題についてしっかり考えて、アピール文を発表したと報告を受けています。二学期になって、各学校で全校展開をお願いします。

○二学期を迎えて

二学期が始まって児童生徒は元気に登校していることと思います。夏期休業中に大きな事故の報告がなかったことは喜ばしいことです。

教職員の皆さんはしっかり休めましたか。猛暑で疲れた体で夏ばてが出るのはこれからです。教職員の心身の健康状態も把握してください。

○夏休み期間中の研修成果の還元について

受けた研修内容は、校内で水平展開してください。それを受けて活動、指導に役立てて、子どもたちに還元してください。

○全国学力・学習状況調査の結果を受けて

8月28日に調査結果が公表されました。結果は、中学校では全国平均を上回る結果でしたが、小学校では下回る結果でした。

今回の結果を受けた分析、対応策を検討してください。単にテストの点を上げるのではなく、児童生徒のどこが出来ていなかったのか、何がかけていたのかの分析を踏まえて、確かな学力を身に付けさせる取り組み、基礎・基本の定着を図る取り組みをお願いします。

全ての教員が問題を解いてください。そうすることによってどのような力をつけてほしいか傾向を把握してください。何より教師の意識改革に繋げてください。

○組体操による事故防止について

体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところですが、今週の土曜日は中学校の運動会が予定されています。組み体操を行う場合は、平成28年3月25日付事務連絡「組体操等による事故の防止について」（スポーツ庁政策課学校体育室）に留意して活動内容に応じた事故防止対策をお願いします。

○秋の全国交通安全運動について

9月21日～30日

『命を守る 早めのライトと反射材～事故にあわない、おこさない～』

・運動重点

- 1 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

○平成30年度予算について

平成30年度予算編成に向けて、教育振興計画の重点施策を参考に、教育大綱に沿った平成30年度の重点施策の取りまとめを行っており、教育委員会の予算編成の方針を10月中旬までに作成し、今年度第2回の総合教育会議に臨んで行くこととしています。

子ども園、学校においても予算要求の準備をお願いします。要求ですので遠慮せずに出してください。また、今年3月末に告示されたこども園教育要綱、学習指導要領の実施に向けて準備する必要があるものについても情報収集等行い要求する準備をお願いします。

その後、委員会査定を行い教育委員会要求として提出します。要求に当たっては「事業の目的、概要」、「事業内容」「これまでの取り組み状況、評価、実績」、「事業目標、効果、改善点」、「成果」、「今後の方向性、課題等」「見積書」「根拠資料」等を説明できるようにしてください。

自然体験、社会体験など児童生徒の自主性を育むような事業を積極的に企画立案してください。

＝教育総務課＝

1 発達支援室教員等による視察研修について

他県のすぐれた発達支援体制を学ぶため、発達支援室、福祉課等の職員の計5名が、松江市のエスコ（松江市発達・教育相談支援センター）を視察しました。研修内容等は以下のとおり。

- ・研修日 9月7日（木曜日）
- ・研修内容 切れ目のない支援体制の整備について、支援活動について、電子カルテについて

2 教員等による視察研修について

他県のすぐれた教育を学ぶため、教職員（各学校1人ずつ）と指導主事の計5名が、京都市の教育委員会や小中学校の視察研修を行いました。研修先や研修内容は以下のとおり。

- ・日程 9月20日（水）～9月23日（土）
- ・視察先 京都市教育委員会、京都市立勸修小学校、同中学校、京都市立松尾小学校、同中学校
- ・研修内容 外国語及び道德の教科化に向けての取組み、小中一貫カリキュラムカリキュラムの編成について

＝生涯学習課＝

1 第2回人権教育地区推進会議について

日時 8月25日（金）19:00～20:00

場所 中央公民館大栄分館

参加者 68名

概要・人権を学ぶ会の最終打ち合わせ

- ・人権を尊重するまちづくり推進計画の論点について

2 北栄町ソフトボール大会について

日時 8月27日（日）

場所 北条運動場、大栄運動場

結果 優勝 原A 2位 六尾 3位 大谷A、妻波

3 第2回北栄町人権を尊重するまちづくり審議会について

日時 8月29日（火）13:30～15:00

場所 大栄農村環境改善センター

参加者 15名

概要・人権問題に関する意識調査の結果分析について

- ・人権を尊重するまちづくり推進計画の論点について

4 岡山県矢掛町スポーツ推進委員視察研修について

日 時 9月2日(日) 13:30~15:30

場 所 B&G海洋センター

概 要・北栄町スポーツ推進委員との交流
・視察研修

＊訪問型ニュースポーツ体験事業(出前講座)の説明

＊パットゲームスターによる交流

5 人権を学ぶ会について

期 間 9月~11月

場 所 各自治会施設

概 要・9月6日、高千穂、別所自治会を皮切りにスタート

・研修内容は、自治会が選定

・重点事項は、部落差別解消推進法施行に伴う周知、啓発

6 平成29年度 郷土の作家たち Vol.2「書家・引田恵華作品展~紙・墨・筆に こだわり躍動する新たな表現を求めて~」について

期 間 9月8日~10月1日

場 所 北栄みらい伝承館(北条歴史民俗資料館)

概 要・引田恵子さん(江北在住)の新作ばかり約25点を展示

・9月10日ギャラリートーク、17日書道パフォーマンス

7 第71回中部地区駅伝競争大会について

日 時 9月10日(日) 8:30~

結 果 市・町の部 優勝 琴浦町A、2位 北栄町A、3位 三朝町A

※一般の部では北栄町Bは6位

8 ほくえい健康フェスタ

日 時 9月10日(日) 13:30~15:40

場 所 大栄農村環境改善センター

参加者 270人

概 要・メインテーマ「今からできる あなたもできる 運動で健康づくり」

・実践報告 北栄町スポーツ推進委員 宇田川会長ほか

9 B&G海洋センターコミュニカUP記念式

日 時 9月23日(土) 15:00~

場 所 B&G海洋センター

概 要・B&G財団からコミュニティ機能アップ補助金交付

・ミーティングルーム防音化、ミラーボード購入、キッズスペース

設置

- ・記念演舞 新体操クラブ「くるりん」
- ・体操練習、楽器演奏の披露

10 鳥取県中部地震復興応援イベント 鳥取だらざプロレス in 由良台場 2017

日時 9月24日(日) 13:30~16:15

場所 国史跡 鳥取藩台場跡 由良台場跡

- 概要・鳥取だらざプロレス興行(副代表北栄町出身)
- ・北栄町出身アイドル 藤本たからミニライブ
 - ・全国和牛能力共進会肉の部県代表「山下畜産」(北栄町亀谷) 出店
 - ・総合司会 北栄ふるさと大使「ほのまる」
 - ・鳥取県中部地震パネル展・メッセージボード展示ほか

11 今後の予定について

(1) 北栄てくてくウォーキング(第3回)

日時 10月8日(日) 9:00~0

場所 北条オートキャンプ場発着

- 概要・「歴史探訪ウォーク in 北栄 ~砂丘開拓のあゆみ~」
- ・柘田新蔵翁の新田開発を解説付きで探訪(約5.9km)

(2) 鳥取県立博物館「移動博物館」展

期間 10月7日(土)~10月18日(水)

場所 北栄みらい伝承館(北条歴史民俗資料館)

- 概要・鳥取県の希少な動植物
- ・主に鳥取県中部に関わる明治・大正・昭和の広告
 - ・鳥取の化石

(3) 北栄文化回廊 平成29年度特別企画「福本和夫ふくろうコレクション展

期間 10月27日(金)~11月26日(日)

場所 北栄みらい伝承館(北条歴史民俗資料館)

- 概要・福本和夫が生涯の友として「ふくろう」のコレクションを展示
- ・自ら集めたもの、弟子、知人、友人から送られたものなど寄贈を受けた約1,000点の内から展示

12 ほくほくプラザについて

①絵本の読み聞かせ会

日時 9月10日(日) 午前10時~11時

- 概要・人形劇「お化けのおもてなし」
- ・絵本「つきよのかいじゅう」他

参加者 19名(幼10、小2、大7)

日 時 10月15日(日) 午前10時～11時
概 要・人形劇「さるかにがっせん」
・絵本「せんたくかあちゃん」他

②読み聞かせとおしゃべりサロン

日 時 9月15日(金) 午前9時～11時
概 要・本の読み聞かせと人形劇
・軽食を囲んで会話を楽しむ
・参加費 100円

参加者 7名

人権ビデオ視聴とおしゃべりサロン

日 時 10月20日(金) 午前9時～11時
概 要・人権ビデオ視聴
・軽食を囲んで会話を楽しむ
・参加費 100円

③分かりやすいじんけんの話

安心して生活できること

日 時 9月15日(金) 午後7時～8時15分
場 所 ほくほくプラザ
概 要・生活困窮者の自立支援を考える
・講師 松尾 大介さん

参加者 20名

あなたの個人情報は大丈夫？

日 時 10月23日(月) 午後7時～8時15分
場 所 ほくほくプラザ
概 要・知っておこう！大切な情報を守るために
・講師 下吉真二さん

④子ども向け行事

自然体験教室 カヌー・いかだ体験

日 時 9月3日(日) 午後12時15分～5時
対 象 小学生以上(1・2年生は保護者同伴) 先着 25名
概 要・参加費100円
・船上山少年自然の家に出かけて、ダム湖でカヌーやいかだ体験
参加者 20名(幼1名、小11名、中1名、大7名)

お魚教室 地域の生き物をさがそう!!

日時 9月9日(土) 午後1時30分～4時

対象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要) 先着 25名

概要・参加費 100円

・身近な用水路や小川で生き物を探す。

(昨年は鳥取県特定希少動植物「コガタノゲンゴロウ」

「サンインスジシマドジョウ」を見つける。

講師 中前雄一郎さん

参加者 9名(幼2名、小4名、大3名)

親子自然教室 星をみる会

日時 10月14日(土) 午後7時～8時30分

対象 誰でも参加可(保護者同伴) 定員なし

概要・参加費 100円

・グラウンドに出て望遠鏡で秋の夜空を観察する。

(雨天の場合ほくほくプラザ別館で行う。)

講師 小川敦司さん

料理教室 ハロウィンクッキーづくり

日時 10月21日(土) 午後1時30分～4時30分

対象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要) 先着 25名

概要・参加費 100円

・ハロウィンクッキーを作る。

・ハロウィンの様子や謂れを楽しく学ぶ。

講師 ハリス先生

【特徴的な事項】

紹介事項

(1) 北栄文化回廊

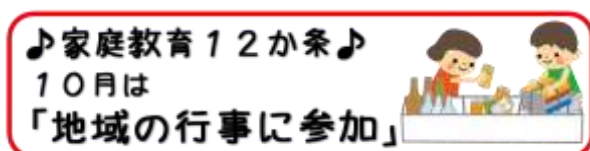
(2) 南場兄一展 「出会いを絵でしるす日記」

期間 9月30日(土)～10月30日(月)

場所 渡辺美術館

*鳥取県中部地震義援金箱設置

*ギャラリートーク 9月30日(土) 14:00～



＝図書館＝

1 「結核と性感染症」のパネル展について

期 間 9月1日（金）～9月7日（木）

場 所 図書館 ロビー&館内

概 要 ・今でも日本の重大な感染症の一つである「結核」
・幅広い年代で発生しており、特に夏季は活発化される「性感染症」
予防啓発週間にちなみ、考える機会とする。合わせて関連図書を設置。

2 「小さな命の写真展 猫編&我が家のペット自慢写真展」について

期 間 9月12日（火）～9月24日（日）

場 所 図書館 ロビー&館内

概 要 ・猫の命の尊厳や幸せのあり方を写真パネルを通して考える。また、
鳥取県の現状についても情報提供を行う。
・おうちで飼っておられる大切なペットの名前、年齢、ペットに一言を書いたカードを添えて展示。
・関連図書の設置

3 平成29年度郷土史入門講座（第1回）について

日 時 9月16日（土）午後1時30分～

場 所 図書館 AV室

講 師 高橋 正弘 氏（郷土史研究家）

概 要 「堤城主 山田氏の戦国時代 その2」

参加者 19名

4 北方領土に関する展示について

期 間 9月27日（水）～10月6日（金）

場 所 図書館 ロビー&館内

概 要 北方領土の早期返還の実現に向けて、その歴史的経緯や重要性を広く住民に認識していただくことを目的に、パネル展を実施。鳥取県地域振興部地域振興課主催事業。合わせて関連図書の設置

5 あたまイキイキ音読教室について

日 時 9月21日（木）午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 ・昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。
・関連図書の展示コーナーの設置

参加者 名

6 今後の予定について

(1) あたまイキイキ音読教室について

日 時 10月19日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 ・昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

・関連図書の展示コーナーの設置

(2) 図書館まつりについて

期 間 11月4日(土)～11月5日(日)

場 所 図書館・北条分室

概 要 図書館なぞときスタンプラリー、英語でおはなし会&読みメンおはなし会

特別講座、ブックリサイクルなど

(3) 郷土史入門講座(第2回)について

日 時 11月18日(土) 午後1時30分～

場 所 図書館 研修室

講 師 関本 明子 氏(倉吉市博物館 学芸員)

概 要 「倉吉の千歯扱きについてー福本和夫と関連づけながら」

【特徴的な事項】

1 図書館の貸出状況等について

平成29年8月分の貸出等実績

| | | 利用者人数(人) | 貸出冊数(冊) |
|---------|--------|----------|----------|
| 8月の貸出実績 | 図書館 | 1,599 | 5,444 |
| | (前年同月) | (1,664) | (5,889) |
| 8月の貸出実績 | 北条分室 | 889 | 2,924 |
| | (前年同月) | (860) | (2,986) |
| 4月からの累計 | 図書館 | 7,276 | 26,397 |
| | (前年同月) | (8,075) | (28,332) |
| 4月からの累計 | 北条分室 | 3,395 | 11,729 |
| | (前年同月) | (3,577) | (12,830) |

＝中央公民館＝

1 中央公民館ロビー展について

- ① 日 時 8月4日(金)～17日(木)
概 要 水墨画教室作品展
- ② 日 時 8月16日(水)～31日(木)
概 要 陶芸教室作品展
※ 共通場所 中央公民館 ロビー
- ③ 日 時 8月18日(金)～31日(木)
概 要 油絵教室作品展

2 平成29年度シニアクラブについて

(1) 8月総合学習

日 時 8月7日(月) 午後2時～午後4時
場 所 中央公民館大栄分館
参加者 24名
概 要 暮らしの講座「自分らしく、素敵に暮らしませんか・・・
衣食住を考える」
講師 終活プランナー 岩室 久美子 氏

(2) 8月コース学習

日 時 8月21日(月) 午後2時～午後4時
場 所 中央公民館 講堂ほか
参加者 97名
概 要 パソコン・ニュースポーツ・歌唱・習字・絵手紙・フラダンス・
食を考える・絵画の8コース

3 青少年育成講座「夏休み子どもプログラミング教室」について

(1) 「夏休み子どもプログラミング教室」

日 時 8月3日(木)、8月4日(金) 午後1時30分～午後4時30分
場 所 中央公民館 視聴覚室
参加者 14名
講 師 (株)アクシス 鳥取買ITアカデミー
概 要 簡単なシューティングゲームを作成する。(プログラミングの基本的な動きとなる反復、条件分岐、一部座標や演算を行う)
講 師 (株)アクシス 鳥取ITアカデミー

4 北条民芸実習館講座について

「第1回木版画教室」

日 時 8月31日(木) 午後1時30分～午後3時30分

概要 色紙の大きさの木版画作成（下絵を描く）
講師 （一社）日本版画院 同人 わたり 弘子 氏
参加者 14名

5 北栄町美術展第1回実行委員会について

日時 8月9日（水） 午後1時30分
場所 中央公民館 中研修室
概要 委員長及び副委員長の互選について
開催要項、運営内規、審査員等の決定
招待作家及び無鑑査作家について
7名

6 今後の予定について

・中央公民館ロビー展について

- ① 日時 9月1日（金）～15日（金）
概要 大栄書道愛好会作品展
- ② 日時 9月16日（土）～30日（土）
概要 北栄写真愛好会作品展
※ 共通場所 中央公民館 ロビー

・北条民芸実習館講座について

- ① 「第2回木版画教室」
日時 9月14日（木）午後1時30分～午後3時30分
概要 色紙の大きさの木版画作成（第2回 作品を彫る）
- ② 「第3回木版画教室」
日時 9月28日（木）午後1時30分～午後3時30分
概要 色紙の大きさの木版画作成（第3回 作品を摺る）
講師 わたり 弘子 氏
- ③ 「第5回木工教室」
日時 9月21日（木）午前9時～正午
概要 木工機械を使ったオリジナル作品づくり
講師 本庄 靖男 氏
- ④ 「第1回油絵教室」
日時 9月25日（月）午後1時30分～3時30分
概要 自画像を描く
講師 前田 明範 氏

・シニアクラブ学習について

総合 9月4日（月）午後1時～4時

ニュースポーツ「パットゲームスター」交流会
コース別 9月19日(火)午後2時～午後4時
パソコンほか8コースの学習

・青少年育成講座「おもしろまなびタイム」について

① 「おやつづくりにチャレンジ！」

日 時 9月6日(水)午後4時～5時15分

場 所 中央公民館 調理室

講 師 管理栄養士 河本順子さん、シニアクラブ食を考える
のみなさん

② 「竹ふえをつくろう！」

日 時 9月20日(水)午後4時～5時15分

場 所 中央公民館 講堂

講 師 管理栄養士 河本順子さん、シニアクラブ食を考える
のみなさん

③ 「地域探検活動・お魚観察」米里自治会・農地・水保全会との連携事業

日 時 9月2日(土)午前9時～

場 所 米里地内河川他

概 要 魚の観察他

・北栄文芸(第48号)の発刊について

① 編集委員会

日 時 9月12日(火)午後1時30分～午後4時

場 所 中央公民館 中研修室

予 定 第48号10月10日(火)

議案第 4 5 号

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則の制定について

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 2 9 年 9 月 2 6 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則(平成 18 年北栄町教育委員会規則第 1 号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者に対して就学援助費を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、北栄町立の小学校又は中学校に在学する者をいう。
- (2) 就学予定者 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 5 条第 1 項に規定する就学予定者のうち、翌年度に北栄町立の小学校又は中学校に就学を予定する者をいう。

(対象者)

第 3 条 就学援助費の交付を受けることができる者は、児童生徒又は就学予定者の保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
- (2) 別表の要件を満たす者で、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会(以下「委員会」という。)が認める者(以下「準要保護者」という。)

(就学援助費の費目)

第 4 条 交付する就学援助費の費目は次に掲げるとおりとする。ただし、前条第 1 号の要保護者で、教育扶助を受けているもの(以下「教育扶助受給者」という。)に対する就学援助費の費目は、医療費及び修学旅行費に限るものとする。

- (1) 学用品費 児童生徒が、通常必要とする学用品又はその購入費
- (2) 通学用品費 小学校又は中学校の第 2 学年以上の学年に在学する児童

生徒が、通常必要とする通学用品又はその購入費

- (3) 校外活動費 児童生徒が、学校行事として校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学料
- (4) 新入学児童生徒学用品費 小学校又は中学校に入学する者が、通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費
- (5) クラブ活動費 クラブ活動(課外の部活動を含む。)の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費
- (6) 児童生徒会費 児童生徒会費(学級費、クラス会費を含む。)として一律に負担すべきこととなる経費
- (7) 修学旅行費 児童生徒が、修学旅行(小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。)に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
- (8) 医療費 児童生徒が、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病にかかり学校において治療の指示を受けたとき、その疾病の治療のための医療に要する費用
- (9) 学校給食費 児童生徒の保護者が負担する学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に定める学校給食費
(交付額)

第5条 就学援助費の交付額は、要保護児童生徒援助費補助金における国の予算単価額を限度とし、年度ごとに、教育長が定めるものとする。

(申請)

第6条 就学援助費の交付を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、北栄町就学援助費交付申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、児童生徒の在学する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、委員会に提出しなければならない。ただし、教育扶助受給者については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者のうち入学前に第4条第4号に掲げる新入学児童生徒学用品費の交付を受けようとする就学予定者の保護者は、委員会が指定する日までに、申請書に必要な書類を添えて、委員会に直接若しくは校長又は就学する予定の学校の校長を経由して提出しなければならない。

3 申請書は、正本を委員会が、また副本を当該児童生徒が在学する若しくは就学する予定の学校の校長が保管するものとする。

(認定及び通知)

第7条 委員会は、前条に規定する申請があったときは、遅延なく審査を行い、認定の可否について決定するものとする。

2 前項の認定は、毎年4月(入学前に新入学児童生徒学用品費の交付を受ける者にあつては3月)に行うものとする。ただし、年度の途中で申請があつた場合は、原則として、申請があつた日が属する月の翌月の初日に行うものとする。

3 委員会は、第1項の認定を行うにあたり必要がある場合は、校長又は民生委員に対して意見を求めることができる。

4 第1項の認定事務は、教育長の専決事務とする。

5 委員会は、認定の可否を決定したときは、北栄町就学援助認定通知書又は北栄町就学援助否認通知書により、当該申請者に通知するものとする。

6 委員会は、審査結果について、校長に通知するものとする。

7 委員会は、前2項の通知の際に、認定を受けた者(以下「認定者」という。)については、北栄町就学援助費支給計画書により援助費の支給計画を通知するものとする。

(対象期間)

第8条 援助の対象となる期間は、委員会がその支給を認定した日から当該年度の末日までとする。ただし、就学予定者の保護者にあつては、委員会が就学予定者の新入学児童生徒学用品費の支給を認定した日から当該認定をした日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(就学援助費の交付)

第9条 援助費は、認定者に対し、金銭により支払うものとする。ただし、第4条第8号に掲げる医療費については、委員会が直接医療機関又は薬局等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、就学援助費(医療費及び就学予定者の新入学児童生徒学用品費を除く。)の請求、受領、精算及び返納は、校長が援助費の交付を受ける保護者から委任を受けた場合は、当該校長を通じて行うことができるものとする。

3 教育長は、就学援助費の額、支給方法及び支給日が確定したときは、支給日までに北栄町就学援助費支給額確定通知書により、認定者及び当該校長に通知しなければならない。

4 校長は、第2項の規定により、校長を通じて就学援助費を交付したときは、援助費の交付を受けた認定者から受領書を徴するものとする。

(就学援助費の支給時期)

第10条 それぞれの就学援助費は、次に掲げる期日に支給する。

- (1) 第4条第3号、第7号に掲げる就学援助費 実施のあった学期の最終月
- (2) 第4条第4号に掲げる就学援助費 第7条第1項に規定する認定が3月に行われたものについては3月、それ以外のものについては7月
- (3) 第4条第8号に掲げる就学援助費 毎月払い
- (4) 前3号に掲げるもの以外の就学援助費 7月、12月、3月(毎年度3期に分割支給する。)

(辞退及び変更の届出)

第11条 認定者は、援助を必要としなくなったとき又は申請の内容に変更が生じたときは、委員会に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第12条 教育長は、認定者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 援助を必要としなくなり、辞退の届出をしたとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な行為により就学援助費の支給を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、援助の必要がなくなったと委員会が認めるとき。

2 当該児童生徒が在学する校長は、当該児童生徒が前項第1号から第2号までの事由に該当するに至ったときは、その旨を教育長に届け出なければならない。

3 教育長は、第1項に規定する認定の取り消しを行ったときは、その旨を当該保護者及び校長に通知しなければならない。

(就学援助費の返還)

第13条 委員会は、次に掲げるときは、認定者に対し、就学援助費の返還を求めることができる。

- (1) 前条第3号に該当するとき。
- (2) 就学予定者が、北栄町立の小学校若しくは中学校に就学しなかったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が返還を要すると認めたとき。

(就学援助費の目的外消費の禁止)

第14条 認定者は、この規則の定めるところにより就学援助費を支給されたときは、いかなる理由によっても、就学援助費を支給の目的以外に消費してはならない。

2 教育長は、就学援助費の目的外消費のおそれがあると認めたときは、当該保護者の了知の下に当該就学援助費の一部又は全部を支給せず、当該校長に

保管させ、必要に応じて現品に替えて支給し、又は必要な学校納付金若しくは学校給食費、修学旅行費等に充当できるものとする。

(差別取扱の禁止)

第 15 条 要保護者及び準要保護者の児童生徒は、これ以外の者といかなる差別をされてはならない。

2 要保護者及び準要保護者として認定されていることは関係者以外に対して秘密とされなければならない。

(様式)

第 16 条 この規則の規定により必要とする様式は、教育長が別に定める。

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

準要保護認定要件

- 1 前年度又は当該年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた者
 - (1) 生活保護法に基づく保護の停止及び廃止
 - (2) 当該保護者及びその者と同一生計にある者が、地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税
 - (3) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - (4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の保険料の減免
 - (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - (6) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給
 - (7) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

- 2 上記1以外の者で、次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 生活福祉基金の貸し付けを現に受けている者
 - (2) 保護者が職業安定法(昭和22年法律第141号)第17条に基づき日雇労働者を希望し公共職業安定所に求職申込みをしている者
 - (3) 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められるもの
 - (4) 学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
 - (5) 経済的な理由による欠席日数が多い児童生徒又は就学予定者の保護者
 - (6) やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、委員会が援助する必要があると認めるもの

北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する
就学援助費支給に関する規則の改正点

| 改正箇所 | 改正内容 | 改正理由 |
|-----------------|---|--|
| 第2条（定義） | ・ 定義に「就学予定者」を追加。 | ・ 新入学児童生徒学用品費を年度前の3月に前倒し支給を行うため。 |
| 第4条（就学援助費の費目） | ・ 費目から「通学費」を削除。 | ・ 不要な費目のため。 ※通学は、スクールバス・バス定期支給で既に対応中で、就学援助での支給を行っていない。また、区域外就学についても通学費の支給は行っていない。 |
| 第6条（申請） | ・ 就学援助の申請先に教育委員会を追加。 | ・ 新入学児童生徒学用品費を年度前倒しで支給するため。（申請者の利便性を考慮） |
| 第7条（認定及び通知） | ・ 就学援助の認定を6月末から4月に変更。 ・ 新入学児童生徒学用品費交付の認定は毎年3月とする規定を追加。 | ・ 県内自治体の多くが4月認定。早めに認定、不認定を申請者に通知できるようにするため。※本町の事務処理も可能。 ・ 前倒し支給に必要なため。 |
| 第8条（対象期間） | ・ 就学援助の対象となる期間を規定。 | ・ 前倒し支給の開始により、対象期間が2か年度にまたがる事例があるため。 |
| 第10条（就学援助の支給次期） | ・ 新入学児童生徒学用品費を（前年度の）3月支給に変更。 | ・ 新入学児童生徒学用品費を前倒し支給し、保護者の立替払い期間を短縮するため。※小学1年生、中学1年生 |
| 第12条（認定の取消し） | ・ 虚偽、不正で就学援助費を受けた場合に認定を取り消す旨の規定を追加。 | ・ 規定すべきと判断したため。 |
| 第13条（就学援助費の返還） | ・ 就学援助費返還の規定を追加。 ①虚偽、不正で支給を受けた場合 ②前倒し支給を受けた者が、その後、支給要件を欠いたとき ③教育委員会が必要と認めたとき | ・ 規定すべきと判断したため。 |

（その他）

第1条（目的）、第3条（対象者）、第5条（交付額）、第9条（就学援助費の交付）、第11条（辞退変更の届出）、第14条（就学援助費の目的外消費の禁止）、第16条（様式）、第17条（雑則）は、改正前と改正後はほぼ同内容。

議案第46号

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めること
について

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を議会提案したいので、北栄町教育長に対する
事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成29年9月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例(平成 26 年北栄町条例第 19 条)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 9 項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第47号

北栄町学校給食費徴収条例の議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町学校給食費徴収条例を議会提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成29年9月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町学校給食費徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する学校給食費(以下「学校給食費」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 町は、法第4条の規定に基づき、北栄町立小学校及び中学校に在学する児童生徒に学校給食を実施する。

(学校給食費の徴収)

第3条 町長は、児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)から、学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、法第11条第2項の規定により保護者が負担すべき経費の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

(学校給食費の納入)

第4条 保護者は、学校給食費を教育委員会規則で定める日までに納入しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 町長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(給食費に相当する経費の徴収)

第6条 町長は第2条に定める者のほか、教職員、給食調理員、その他の者に必要に応じて学校給食を提供することができる。この場合において、町長は、学校給食の提供を受けた者から学校給食費に相当する経費を徴収する。

2 前項の学校給食費に相当する経費の額及び徴収方法については、教育委員会規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

学校給食の公会計化に伴い制定する条例等の取扱いについて

◆全般

| No. | 内 容 | 対 応 |
|-----|--|---|
| 1 | ・給食費徴収条例は条例で町長制定となる。条例施行規則を町長部局規則とする例や教育委員会規則とする例が他市町であるが、どちらとするか。 | ・北栄町立小学校及び中学校管理規則、北栄町学校給食センター管理運営規則など教育委員会規則であり、「給食費徴収条例施行規則」も教育委員会規則とするのが妥当。 |
| 2 | ・北栄町学校給食センター管理運営規則に「給食費は北栄町学校給食運営委員会で審議し、教育委員会が決定する」との規定があるが、公会計化後の給食費の決定も同様とするか。 | ・給食費の徴収を公会計とするものであり、給食費の決定は町（教育委員会）とするのが妥当。給食費は、教育委員会が決定し、給食費徴収条例施行規則に規定することとし、北栄町学校給食センター管理運営規則第 14 条は削除する。 当初額は H29 年度と同様、小学校 278 円/食、中学校 330 円/食とする。 ・このほか北栄町学校給食センター管理運営規則、第 15 条（給食費の徴収）、第 16 条（給食払戻金）の規定も重複することになるので削除する。 |
| 3 | ・北栄町学校給食センターの設置及び管理に関する条例に運営委員会設置の規定があるが、運営委員会は存続させるか。 | ・給食センターの適正な管理運営に必要な委員会であり、存続させる。（条例改正は行わない。） |
| 4 | ・給食費の減免について、他市町では「就学援助の対象者には、就学援助に相当する額を減免する」例が見られるが、同様の規定を設けるか。 | ・減免の対応として「①就学援助を支給し給食費は減免しない。」「②就学援助を支給しない代わりに相当額の給食費を減免する。」という 2 通りの対応ができるが、就学援助の総額がわかるように①の対応とする。よって、就学援助対象者の減免規定は設けない |
| 5 | ・他市町で第 3 子の減免など独自規定を設ける例が見られるが、本町の対応は。 | ・独自規定は設けず、「災害その他町長が特別の理由があると認めるもの」のみとする。 |
| 6 | ・こども園の職員の給食費負担に関する規定が町の例規に規定されていないが、今回制定する給食費徴収条例や規則にこれらの規定を盛り込むのか。 | ・公会計化が学校給食に関してであり、また、こども園の給食費は「保育料込み」となっており、給食費を徴収していないため、給食費徴収条例・規則にこども園に関する規定は含めないことにする。 |
| 7 | ・給食センターの職員や教職員が負担すべき給食費の単価はどうか。 ※子どもたちの給食費には給食センター設備費や光熱水費などを材料費以外の経費を含めてはいけない(学校給食法第 11 条第 2 項に規定) が教職員等にはこれらの規定がない。 | ・これまでと同様、職員等の給食費と子どもたちの給食費は同額とする。 |

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町学校給食費徴収条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北栄町学校給食費徴収条例(平成 30 年条例第●号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の額)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 児童 1 食につき 278 円
- (2) 生徒 1 食につき 330 円

(学校給食費の納入)

第 3 条 保護者は、前条各号に定める額に年間学校給食実施予定日数(年度の当初において当該年度に学校給食の実施を予定している日数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額を 10 で除して得た額以内で町長が決定した額(以下「例月納入額」という。)を 5 月から翌年 2 月までの毎月末日までに納入しなければならない。

2 保護者は、前項の規定により納入した額が前条各号に定める額に年間学校給食実施日数(当該年度に学校給食を実施した日数(児童又は生徒の都合により学校給食を受けなかった日数を含む。ただし、町長が、やむを得ない事情があると認める場合はこの限りではない。))をいう。以下同じ。)を乗じて得た額を下回った場合は、その差額(以下「精算金額」という。)を町長が別に定める日までに納入しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認めるときは、別に例月納入額及び納入期限を定めることができる。

(学校給食費の額の通知)

第 4 条 町長は、学校給食費の例月納入額又は精算額を決定し、又は変更したときは、速やかに保護者に通知するものとする。

(学校給食費の還付)

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、納入した学校給食費の還付をすることができる。

- (1) 児童若しくは生徒が死亡した場合又は北栄町立以外の学校に転校した場合
- (2) 年間学校給食実施日数が年間学校給食実施予定日数を下回った場合
- (3) 町長が、やむを得ない事情があると認める場合

(学校給食費の減免)

第6条 条例第5条の規定による学校給食費の減額又は免除は、次の場合に行うことができるものとする。

- (1) 災害等により学校給食費を納付することが著しく困難であると認められるとき
- (2) その他町長が特別の事由があると認めるとき
(学校給食費に相当する経費の徴収)

第7条 町長は、学校給食を受ける町立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。

- (1) 児童に準じた学校給食を提供したとき 1食につき 278円
- (2) 生徒に準じた学校給食を提供したとき 1食につき 330円

2 第3条から第6条までの規定は、前項の経費の徴収について準用する。

(学校給食の試食等に係る経費の徴収)

第8条 町長は、学校給食の普及充実にを図ることを目的とした試食その他臨時に学校給食を提供したときは、その都度、前条に規定する額を徴収する。ただし、町長が特に必要と認めたときは、徴収しないことができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

北栄町学校給食センター管理運営規則(平成17年北栄町教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------|--|
| <p>(その他) 第14条 略</p> | <p>(給食費の額) 第14条 給食費は、園児、児童、生徒、職員 その他に区分する。給食費の額は運営委 員会で審議し、北栄町教育委員会(以下 「教育委員会」という。)が決定する。 (給食費の徴収) 第15条 児童、生徒及び園児(以下「児童等」 という。)の給食費は、児童等の保護者が 負担する。集金については、職員がその 任に当たるものとする。 (給食払戻金) 第16条 連絡済みの3日以上にわたる休食 児童等及び所定日数に満たない休食校に 対しては、給食費の払戻しを行うもの とする。 (その他) 第17条 略</p> |

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年度通学路の新規危険箇所一覧表

北栄町教育委員会
全町用

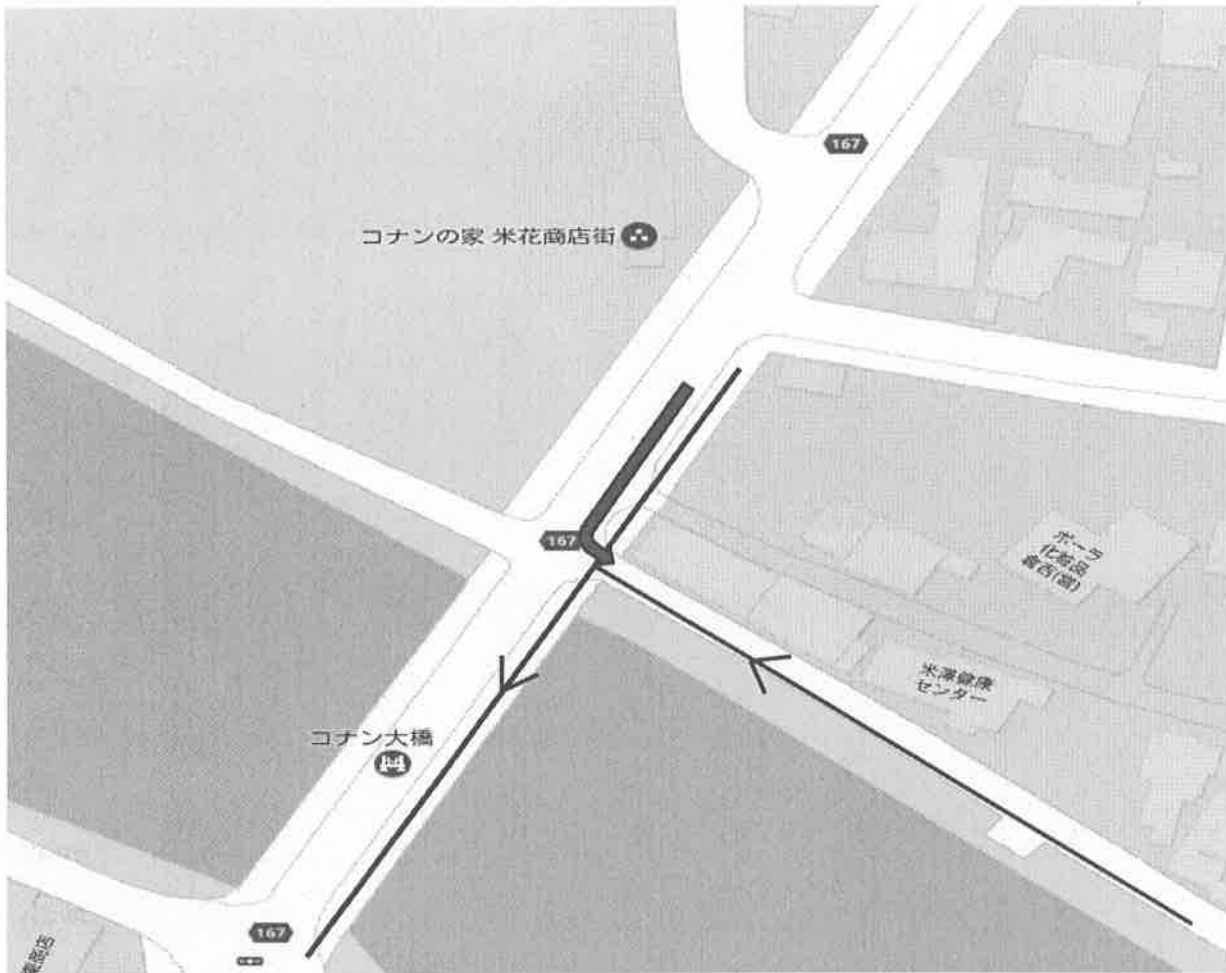
| 地図番号 | 道路名 | 道路管理者 | 具体的な危険状況と要望 | 国 | 県 | 町 | | | 警察 | 通用 | | |
|--------------------|---------|-------|--|---|---|---|------|----------------------------------|--|---|----------------|-----------|
| | | | | | | 道路担当 | 交通対策 | 教委 | | | | |
| H29-2 (大栄 小) | 北条川線 | 町 | 歩道がなく歩行者のわきを車が走行している。また、車の抜け道になっていて、県道を北から左折する車が歩行者を見ていないと接触しそうで危険。左折の時間規制をしてほしい。(7:15~7:45) | | | ・外側線の設置は困難 | | ・左折規制について自治会長に確認⇒10月末までに警察に回答 | ・住民理解があれば左折規制は可能 ・(幅員は狭いが)横断歩道の設置も一つの方法 | 利用児童は30~40人 8/29自治会長確認。横断歩道の設置を希望する。 | | |
| H29-3 (大栄 小) | 六尾大谷線 | 町 | ・車のスピードが速い。 ・側溝の蓋がないところがあり危険。 | | | ・側溝修繕(社会資本整備交付金)の要望をしていく ・「通学路」の路面表示設置 | | | | | | |
| H29-1 (大栄 中) | 大栄小中学校線 | 町 | 生徒の登校中、校門周辺をスピードを出して走行する車が多く危険であるため、速度を落とさせる工夫がほしい。 | | | ・ゾーン30規制後に注意喚起表示を設置 | | ・ゾーン30規制について自治会長に確認⇒10月末までに警察に回答 | ・住民理解あればゾーン30の取り組み検討 | 9/4自治会長に意向照会通知(10/6メー切) | | |
| H29-4 (北条 小) | 下神江北浜線 | 町 | 大型トラックの往来が多い。さつきが丘付近に通学路標識等の設置を希望。 | | | ・通学路標識の設置検討 | | | | | | |
| H29-7 (北条 小) | 松神国坂線 | 町 | 側溝に床板のない箇所が長く続いており危険。 | | | ・H29年度から年次的に側溝修繕工事を実施 | | | | | | |
| H29-6 (北条 小) | 国坂国坂線 | 町 | 森本商店前、歩道が狭い。 | | | ・歩道を広げる等のハート整備困難 | | | ・注意喚起 | | | |
| H29-5 (北条 小) | 米里2号線 | 町 | 車のスピードが速い。一時停止線等標識の設置を希望。 | | | ・交差点表示(路面表示)を舗装修繕工事に合わせて実施 | | | | | ・一時停止規制は適さない場所 | 利用児童は4,5人 |

H29-2

道路名:北条川線

要望等:歩道がない。

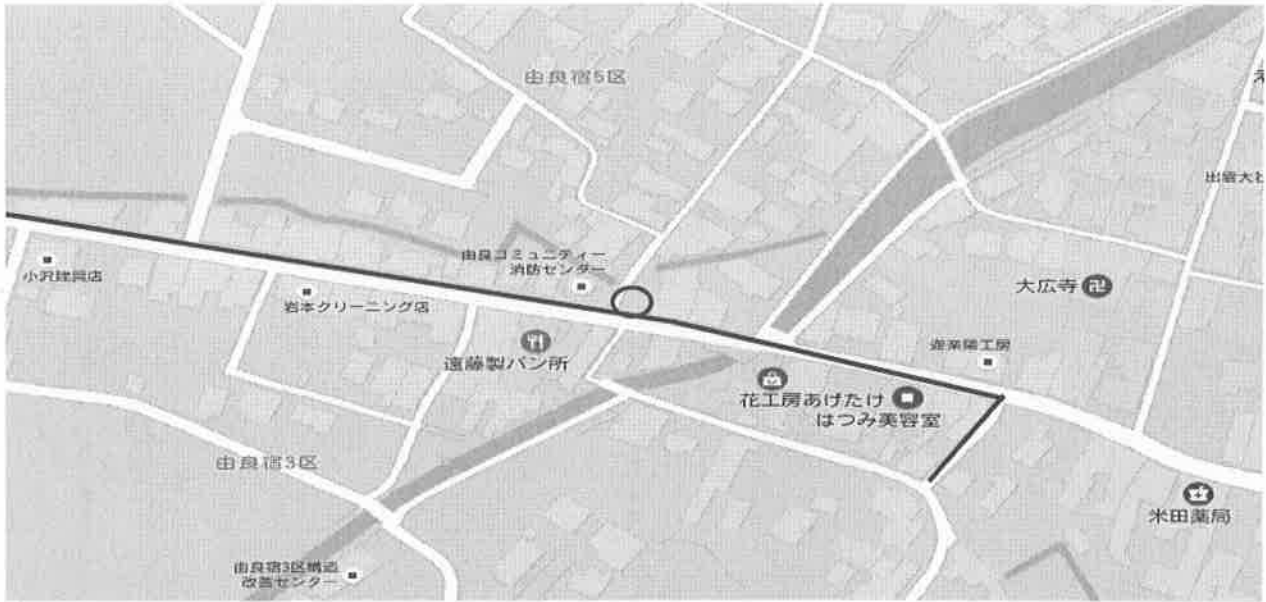
県道北側から左折する車と歩行者が衝突しそう。時間規制希望(7:15~7:45)



H29-3 .

道路名:六尾大谷線

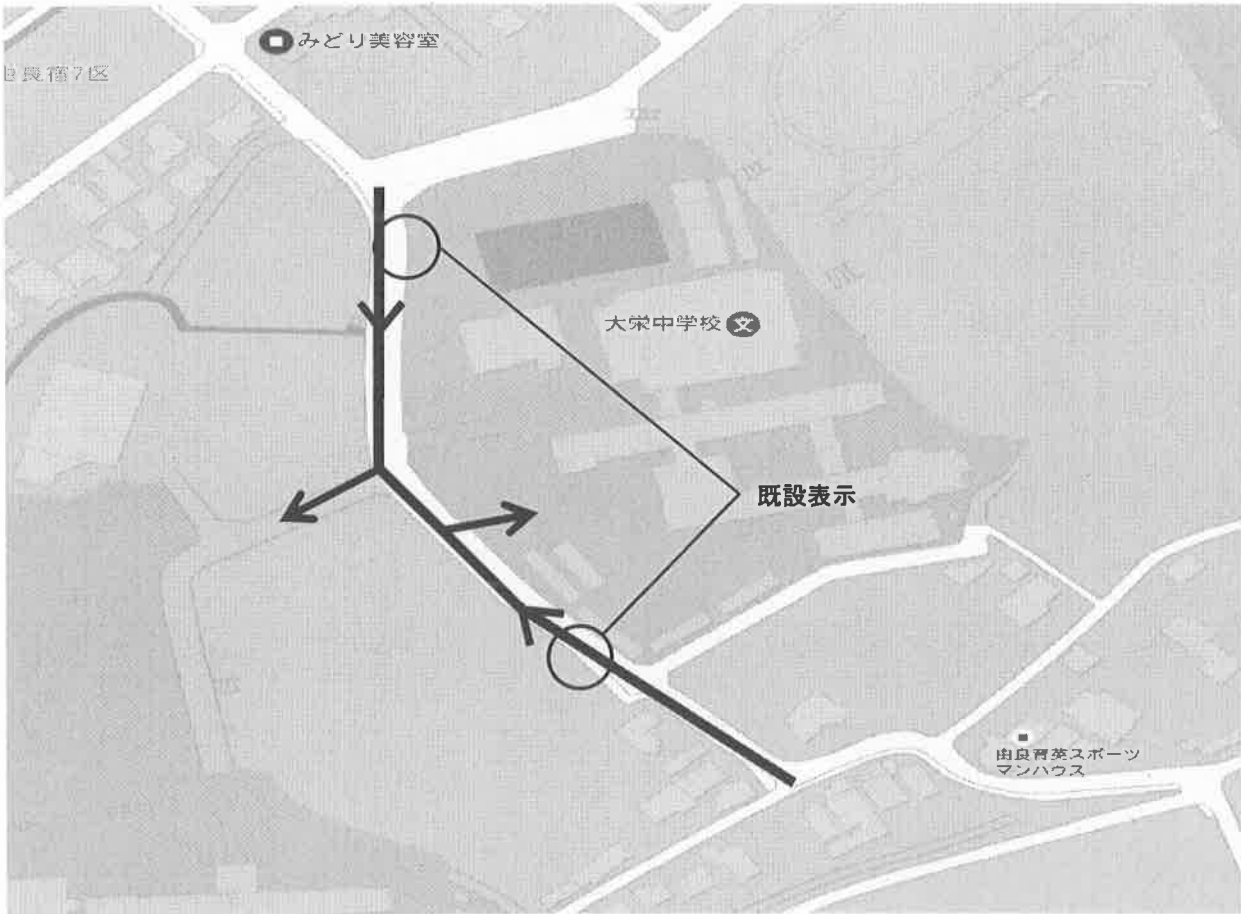
要望等:車のスピードが速い。側溝に蓋がないところがある。



H29-1

道路名:大栄小中学校線

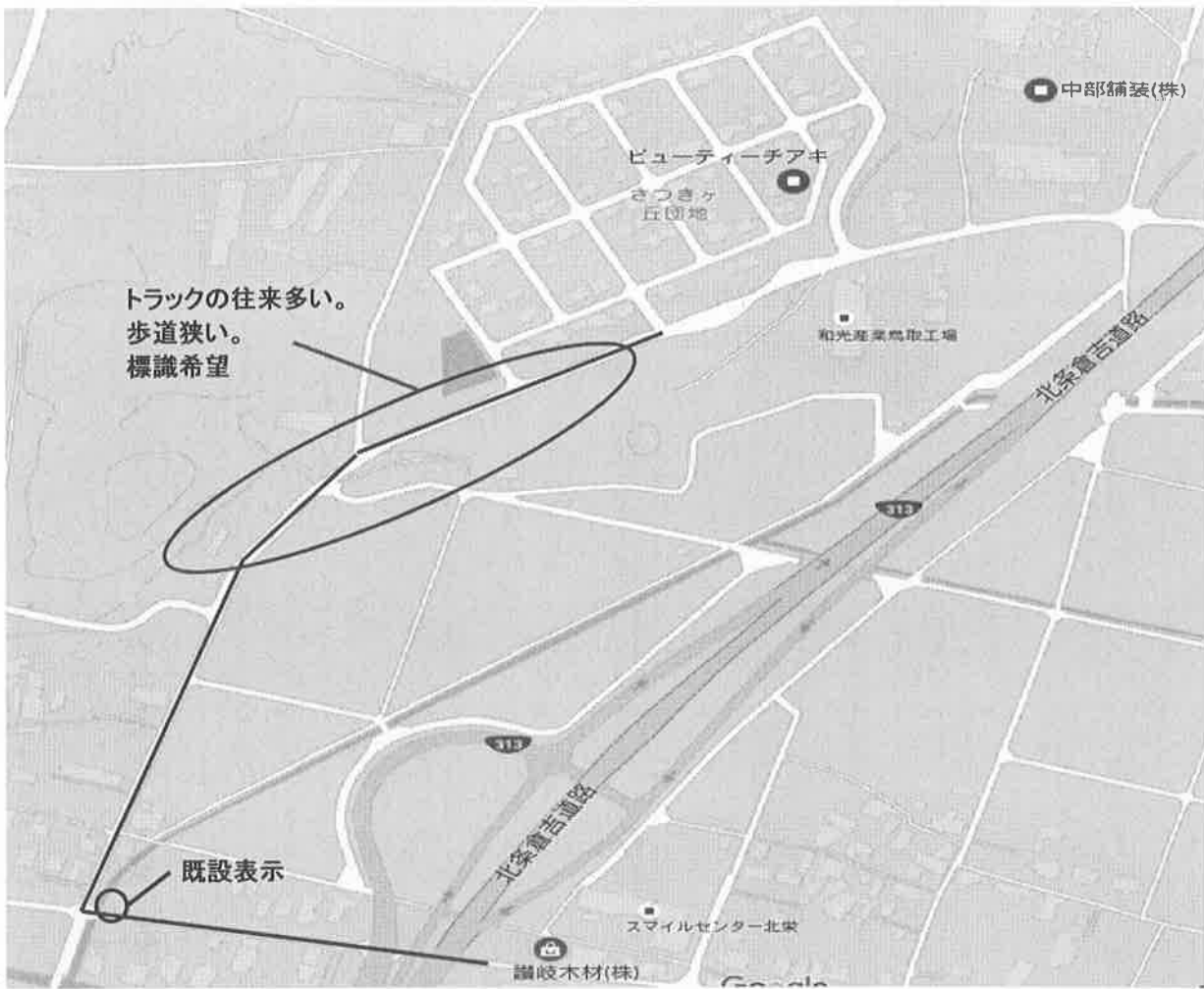
要望等:登校中、校門周辺を走行する車のスピードが速い。速度を落とさせる工夫を。



H29-4

道路名: 下神江北浜線

要望等: 大型トラックの往来が多い。さつきが丘付近にも通学路標識等を希望。



H29-7

道路名:松神国坂線

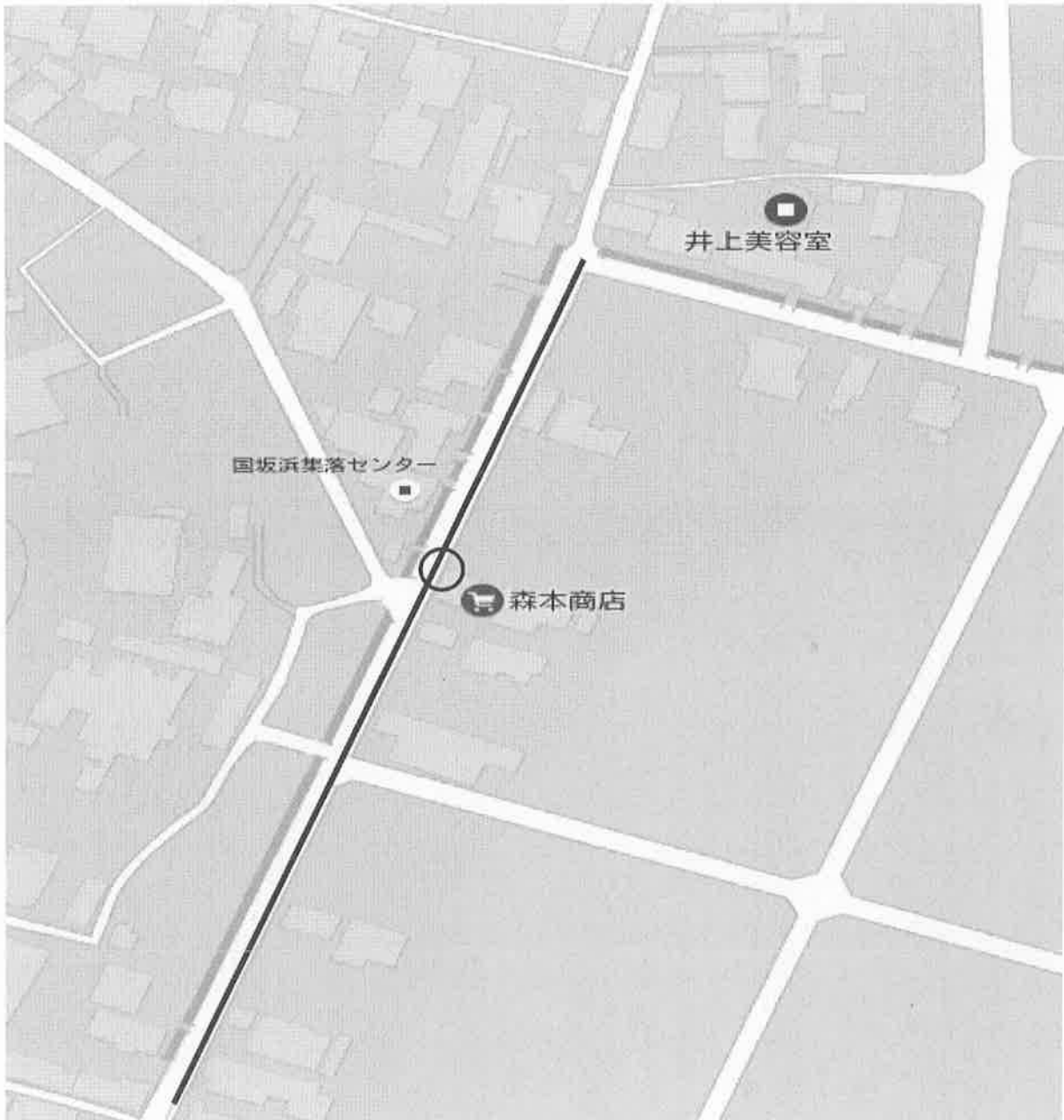
要望等:側溝に床板のない箇所が長く続いており危険。



H29-6

道路名:国坂国坂浜線

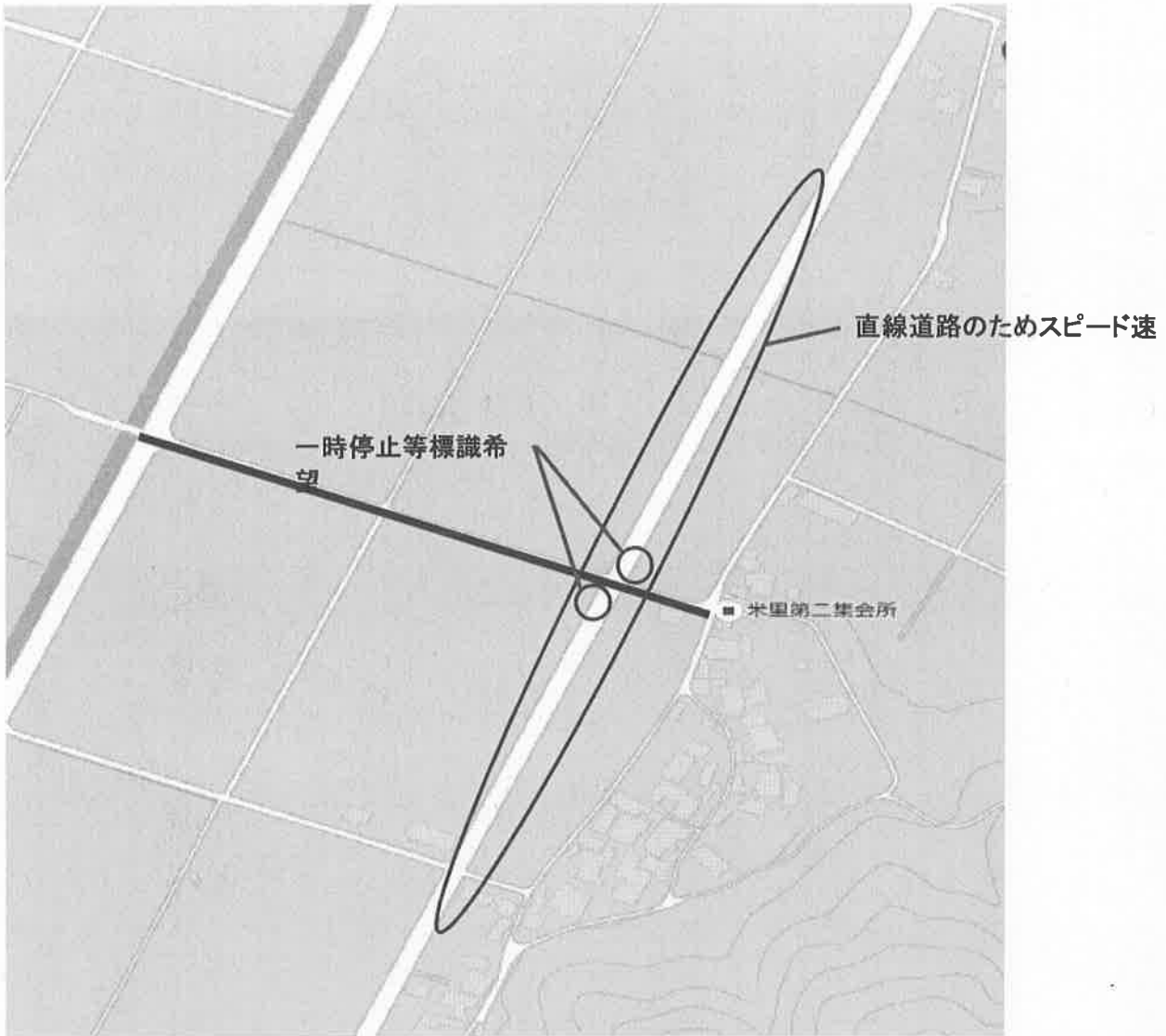
要望等:歩道が狭い。



H29-5

道路名:米里2号線

要望等:車のスピードが速い。一時停止線等標識の設置希望。



一 般 質 問 答 弁 書

| | | | |
|-------------------|---|-------|-----------|
| 質問事項番号 | 4-1 | 質問議員名 | 6番 森本 真理子 |
| 質 問 事 項 (質問要旨) | 病児保育、病後児保育について ・病児、病後児保育の施設が倉吉市内にあり、本町から距離があり不便である。町独自で施設を設けることはどうか。 | | |
| 答 弁 者 | 教育委員長 | 担当課 | 教育総務課 |

〔答弁要旨〕

森本議員のご質問にお答えします。

「子育てしやすい環境のために」という趣旨での病児保育、病後児保育についてであります。

本来の子育てしやすい環境というとは、子どもが病気にかかった時、その子どもの世話をするのは、保護者やその家族の方々が最もふさわしく、仕事をしておられる場合には、看護休暇などの取得で、保護者が気軽に仕事を休めるようになることだと思います。

しかし、そうは言っても各家庭は、それなりの事情があり、やむを得ない措置として、病児保育・病後児保育の施設を設置しているところであります。

この病児・病後児保育は、入院を必要としない程度の病気で回復期にあり、日数もそう長いものではありません。

これらの施設は、病児保育が平成24年の7月から、病後児保育が平成23年4月から開設されましたが、今までの利用数からみて、病児・病後児の施設が不足している状況とは言いがたく、広域的な考えに立って、病児・病後児保育をした方が良くと思います。従いまして、新たに本町に設置し

ていくことは考えていないところであります。

| | | | |
|----------------|---|-------|----------|
| 質問事項番号 | 3-4 | 質問議員名 | 9番 齊尾 智弘 |
| 質問事項 (質問要旨) | 広島長崎の戦争・被爆体験の継承 ・原爆の恐ろしさを伝える今までの取組みを伺う。 ・原爆展の開催を本町で行うことは。 | | |
| 答 弁 者 | 教育委員長 | 担当課 | 教育総務課 |

[答弁要旨]

齊尾議員のご質問にお答えいたします。

広島長崎の戦争・被爆体験の継承について でございます。

学校での取り組みにつきましては、社会科の授業や文化祭などのほか、修学旅行で原爆投下の被災地 広島市や、大空襲のあった東京などの現地を訪れ、戦争の悲惨さや平和の尊さを学んでいます。

一方、一般町民向けとしては、毎年、図書館・中央公民館で「原爆と人間パネル展」、ほくほくプラザの学習会では戦争や原子力の恐ろしさなどの学習、また、わかりやすいじんけんの話で、原発事故や戦争・平和などの講演を行っています。

これらは、2年前の9月議会で齊尾議員のご質問にお答えした内容と同様であり、学校では、今までどおり、変わりなく学習が行われていますし、講演等につきましては、適宜、内容を変えながら啓発活動を行ってきており、決しておろそかにしているとは思っていません。

原爆展につきましては、町長答弁のとおりでございます。

| | | | |
|----------------|--|-------|------------|
| 質問事項番号 | 8-2 | 質問議員名 | 13番 長谷川 昭二 |
| 質問事項 (質問要旨) | 保育士の配置基準の緩和について ・基準の緩和で保育の質が下がっている。基準緩和ではなく、処遇改善に必要な公費を投入するよう国県に求めること、本町の対応について伺う。 | | |
| 答 弁 者 | 教育委員長 | 担当課 | 教育総務課 |

[答弁要旨]

長谷川議員のご質問にお答えします。

保育士の配置基準の緩和についてでございます。

基準緩和によって、保育士にかわり、小学校教諭や養護教諭、子育て支援員、一定の実務経験者など、保育士資格を有しない者が保育を行うことになれば、長谷川議員ご指摘のとおり、保育の質の低下になると思います。

しかしながら、本町では、基準の緩和を行っておらず、町内の保育の質は下がっていませんので、国等に改善を求めるようなことは不要だと思います。